

静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例（平成27年静岡市条例第18号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成15年静岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた静岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定

に基づいて平成28年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。